

広報



ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課 電話 (018876) 代 2100番
印刷所 湖東印刷所 電話 (018876) 2430番 (一部五円)
郵便番号 018-17 毎月 1日・1行

ハミニ知識V

緑の大敵アメリカシロヒトリを退治しよう

「デープレックス千倍液で」
今年も「アメシロ」の大発生が予想されます。この害虫は、緑を手当りしだいに食い荒らし、町を緑で包もうとしている本町にとって大きな脅威です。

「アメシロ」は、六月と八月と九月で年二回発生し、防除方法は、樹木をよく見廻り、葉の中にいるうちに枝ごと処理するのが一番確実ですが、葉から出たものについては、デープレックスの千倍液を散布するようにしてください。防除はなるべく部落ちるのみで当りスピードスプレーヤー等を使って共同で防除するのが効果的です。



写真は高崎生活総合センターでの盛付風景

田植機械の普及で、農村の風物詩であった田植風景も大分様相に変化をみせている。が、しかし、農家における主婦達の労働過重はその割合には解放されておられないのが現状である。本町では、昭和43年度から農繁期における主婦の労働を少しでも軽減しようとして、生活総合センターの設置をすすめており、現在までに、高崎、下樋口、脇村の3カ所に設けている。

インスタント食品が巾をきかせている食生活の中で、センターの献立はすべて手料理である。基準カロリーを維持するため肉や野菜を豊富にとり入れバランスのとれた食事と、経費の負担軽減に配慮するなど、農家の人々には大変な好評を受けている。

とかく農繁期は肉体的な疲れも手伝って、手を抜いた簡単ですぐできるものが食卓を賑わすが、それが栄養のバランスを崩

す結果となり、疲れ易い体を作ってしまうことは皮肉である。栄養改善に努力しても物価の上昇が大きな歯止めになっている事は事実で、豆腐や納豆など「庶民のたん白源」の相次ぐ値上げで、TVコマercialではないが「たん白質が足りないよ」になりがちである。

農繁期は勿論、日常生活の中で100円で買えるたん白質の量やどうすれば安く栄養価のあるものを手に入れることができるか等、食物の購入についてひと工夫ほしいところである。し好の違いで協同購入はなかなかできないと思うが、家庭を守り社会を守っていくのは、個人の健康が基本の最たるものであることを認識するとき、生活総合センターのフル回転で知識を深め、栄養価のかくくと物価上昇に対しみんなの英知で自衛する必要があるようだ。

みんなの英知で健康管理を

△広報サロン▽

ふるりの消防は百年目

千葉県習志野市

小林 民 治

私は十五年前、ふる里五城目をあとにした者だが、この町には消防を通じた深い思い出がある。現在の消防団組織の前身、五十目村時代の消防組は、明治七年に結成された同九年に認可された。この認可申請は秋田県で最も早く、その手続を担当していた秋田県警察部でも何の準備もしてはならず、二年後認可になった。当時の頭取は、平岡四郎氏で、副頭取は石郷岡八重蔵氏であった。現在のように各自自治体で財政的なお世話をしていく事はなかなかのことで、平岡氏の私財を投じてその一切をまかされた。そのため数年後平岡氏が財産のすべてを失い北海道に逃電するという非常に気の毒な事態が起きている。そのあと何人か変って、明治二十七年六月に年手当老門で、村上藤助氏が頭取を拝命し、明治三十九年に辞めるまでその職を勤めた。この間、二十日の台風で火の見やぐらが倒れ補修はしたものの半鐘が盗難にあい、後に秋田の古物商にあるのを買い戻している。今一つは新しい消防組が有志組と名をうって、渡辺松太郎氏を組頭に別に出て来た。一息災事となる、この組員の一番乗りのある、その見ものであった。明治三十二年一月五日、石川三左衛門方より出火し百有餘戸延焼した時、猛烈な火の勢いで戦った消防手達の勇姿は今でも忘れんことを経ながら、町を守り続けてきた消防も今年であしかけ百年になるはずである。年々設備は立派になるが、百年通じて変らない人の心だ。自分の住まいと町を火から守り続けるのは、何の設備も必要としない人の心でほしい。

農地の売買は農業委員会へ

農地移動あつせん事業の実施について

農地を売りたい、買いたい、貸したい、借りたい……どんなことでも、計画が固まっていなくても……です。

五城目町農業委員会は、昭和三十八年度から農地の移動あつせん事業を実施してまいります。その事業の仕組みと利点についてご説明したいと思います。併し併居といいますが、農地に関することなら何でも農業委員会にまず相談するほうが農家にとってたいへん得策なわけです。なおくわしいことは農業委員会にお尋ね下さい。

南秋田郡町村会会長に

加賀谷町長選任される

去る五月七日、公園松下で昭和四十八年度南秋田郡町村会の総会が開かれた。その席上新役員の選出があり、加賀谷町長が新しい会長と選任された。

南秋田郡は、秋田県の産業開発の拠点と目される位置にあり、町村会の運営も、従来とは違った視点から検討していかねばならない必要に迫られるものと思われ、加賀谷新会長は時代のすうさに鋭敏な感覚とその敏腕が期待されることである。なお新役員の構成は次のとおりである。

- 会長 加賀谷力司
副会長 晶山 太郎
理事 渡部 敏雄

第一回「環境週間を開催」

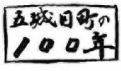
来る五日は全県一斉ノーカーデー

- 監事 嶋貞隆(助)
事務局長 北嶋礼三郎
・ 県町村会所長委員会
総務委員 加賀谷力司(五城目)
建設委員 藤原慶三郎(天王町)
・ 委員
高橋 清一(昭和町)
渡部 静雄(若美町)
農村商工委員 鷲谷嘉兵衛(井川村)
教育厚生委員 嶋貞隆(助)(大瀧村)
淡路 龍(飯田川町)
晶山太郎(八郎潟町)
加賀谷力司
林野特別委員 全国山村振興連盟秋田県支部
理事

自然環境の保護。公害の防止など環境保全への関心が高まりつつありますが、昨年六月ストックホルムで開催された、国連人間環境会議において六月五日を「世界環境デー」とすることを勧告され日本では「世界環境デー」の六月五日を初日として「環境週間」を設けることになり、県としてはいろいろな計画があるが、本町としては次のことを取り、本町として協力ををお願いします。

- ◎河川や公共の場の清掃
この週間中各自や団体、グループ等で自主的に、河川、山野、道路、側溝、公共の場等、家族ぐるみ、地域ぐるみで、清掃の運動と実践をすすめますよう。
◎花や樹木の植栽
この週間を期して自然環境の美化を進めるため家庭や地域で積極的に花や樹木を植える運動と実践をすすめますよう。
◎ごみ処理方法の確認
この週間を機に「ごみ処理」の方法、条件を理解し町の収集処理に協力出来るよう正しい「心」で実践しよう。

- ◎過大包装の追放
資源を大切に利用し包装紙の放棄による環境の汚染を防止するとともに経費の節減を計るためにも過大包装をしないようさせよう。
◎ごみの持ち帰えり励行
野外活動(旅行、ハイキング等)の場合、自然環境保全の意味から自分のごみは自分で持ち帰るよう運動と実践をすすめますよう。
◎不燃物に標籤を
本町以外の地区の不燃物は月二回(日曜は前回の広報十五日号へ掲載)収集処分しているが、かならず標籤をつけること。
本町では「世界環境デー」を記念して今年中に記念の大事業を計画実践し、考え、取り組みます。画面上、よくご理解ご協力ください。



開戦前後 ① 小野 一 二

昭和十二年(一九三三)七月七日夜、北京郊外芦溝橋に銃声とどろいた。日中戦争(支那事変)のはじまりである。国民大方の願いをよそに、戦争は拡大する一方であり、一年の後には、ドロ沼の様相を示していた。国内では、次第に物資が高騰し生活物資が不足してきていた。十三年秋の物資と資金は、次の通りである。

Table with 2 columns (Year) and 10 rows (Commodity types like Gum, Wool, etc.)

ここにあつた物資も、二三年後にはまったく窮乏になった。特にほとんど百貨類輸入のゴム製品は手に入らなくなったから、農民、労働者は大変困窮した。しかし中国大陸の戦場からの勝利のニュースは、人びとを不安にはしなかった。町や村に次々に入ってくる戦死の公報が多くなったが、軍需景況と人手不足は、一種のインフレ景況をおおりに町に活力をあたせた。酒の出荷の大きな伸びが景況が戦争によって刺激されているのを物語っている。その裏にあっては人びとの足元は、このようになっていた。大部分の人び

町に花の輪をひろげよう 花いっぱい運動推進

近年生活は向上し、物質は豊富になりましたが、その反面美しく清らな環境が失われつつある。その自然が次第にそびえ立つたところ、大変残念なことです。

澄んだ大気、緑の山、清い流れ花のあるくらしをみんなの努力でとりもどさなければなりません。全町民が一体となって、町をきれいにする運動の一つとして、次の要領で花いっぱい運動を進めることになりま。

◆花いっぱい運動のすすめ方

・まず、わが家に花を

花のある生活は美しく、生活の中に情緒を育てます。手はじめにまずわが家に花だんをつくります。家族みんなで分担して、わが家の花いっぱい運動をすすめてみましょう。

・部落、町内、団地、町を

部落、町内、団地の方々が話し合い、知恵を出し合って、美化運動推進の工夫をし、花だん

固定資産税についてのお知らせ

昭和48年度以降の固定資産税は今までと変わった取扱いがなされますので、その概要についてお知らせします。

▶昭和48年度は3年に1回行なわれる評価替えにより評価額がかなり伸びています。このままで課税されますと大巾な税額の増となりますので次の方法で課税されます。

- ①農地(田・畑)については評価替えにより評価額が1.03倍上昇しておりますが課税標準額は据置かれておりますので税額は変わりません。
- ②山林・原野・雑種地等については評価額が1.1倍上昇しており、これに伴い課税標準額税額とも若干増額となっております。(負担調整措置を継続)

・昭和49年度は評価額に基づく税額と昭和48年度の税額との差額の1/2の額を減額します。(昭和49年度税額算出計算例)

評価額に基づく税額	5,000円	昭和48年度の税額	2,000円
差額	3,000円	× 1/2	= 1,500円

昭和49年度税額 5,000円 - 1,500円 = 3,500円となります。

・昭和50年度は評価額課税となります。

③宅地については評価額がかなり伸びております(平均30%程度)が課税方法は住宅用地と住宅用地以外の宅地(事業用宅地その他)に区分され、次の方法で税額が算出されます。

- ①住宅用地については昭和48年度、49年度に限り税負担の激変を緩和するための調整措置(これを負担調整措置という)を継続しますが昭和50年度以降は評価額の1/2課税をします。
- ②住宅用地以外の宅地については個人分と法人分に区分し次の方法で課税されます。

・個人の所有するものについては昭和48年度は今まで通り負担調整措置により課税されましたが昭和49年度は評価額に基づく税額と昭和48年度の税額との差額の1/2の額を減額した税額となります。

評価額に基づく税額	15,000円	昭和48年度の税額	10,000円
差額	5,000円	× 1/2	= 2,500円

昭和49年度の税額 15,000円 - 2,500円 = 12,500円となります。

昭和50年度以降は評価額課税となります。

・法人が所有するものについては昭和48年度は評価額に基づく税額と現行制度(負担調整措置)による昭和48年度の税額との差額の1/2の額を、昭和49年度にあっては1/3の額を評価額に基づく税額から減額した税額となります。(昭和48年度税額算出計算例)

評価額に基づく税額	50,000円
現行制度による昭和48年度の税額	26,000円
差額	24,000円
× 1/3	= 8,000円

昭和48年度の税額 50,000円 - 16,000円 = 34,000円となります。

(昭和49年度税額算出計算例)

評価額に基づく税額	50,000円
現行制度による昭和48年度の税額	26,000円
差額	24,000円
× 1/3	= 8,000円

昭和49年度の税額 50,000円 - 8,000円 = 42,000円となります。

昭和50年度以降は評価額課税となります。

④家屋については昭和47年中に新設増築された建物については10年ぶりに改訂された新評価基準により評価されておりますので今までよりかなり増額になっております。課税は評価額課税ですが在来の家屋についても不均衡是正のため1.3倍上昇しており税額もそれだけ高くなっております。

(在来分家屋の税額算出計算例)

今までの評価額4,545,325円 × 1.3 = 5,908,922円

(課税標準額は千円未満切捨)

課税標準額5,908,000円 × 税率1.4 = 82,712円 税額82,710円となります
※免税点について土地にあっては15万円(前8万円)に家屋にあっては8万円(前5万円)、償却資産にあっては100万円(前30万円)にそれぞれ引き上げられました。 ※参考までに都市計画税についても評価替えにより土地、家屋とも税額が高くなっております。

なおご不明、ご不審の点がありましたら税務課(電話 2,100番)へお問合せ下さい。

▼職場や学校に花だんを
職場や学校でもすでに、花だんづくりがおこなわれておりますが美しいものをすなおに美しいと感じる情操をほぐすむねにも、花いっぱい運動を通じて教育効果あけたり、のぞましい職場づくりのために花だんづくりをしましょう。

・わが町をより美しく
この運動の推進母体は、五城目町、五城目町教育委員会、五城目町公民館であります。
花いっぱい運動が、わが家からわが町内部落から、学校、職場からこの運動を展開することによりわが町はより美しくなります。
・草花苗の無料配布
町内の子ども会、青年婦人会、老人クラブ、部落会、職場(町の施設を除く)などの団体グループを対象に、花いっぱい運動の趣旨にもとずき花だんづくりを奨励し、合草花苗をお花ね(二〇〇本程度を無料で配いたします。(さきに対象団体に別便で通知してあり参加グループは五月二十五日まで申

自転車で三人死亡
自転車に乗った人は交通ルールを守ろう
今年に入ってから、昭和町、八

◎自転車の後側に反射装置(反射器、反射テープ)がついているか、あっても役に立たない場合
◎自転車の無灯は自分で道路が見えても相手方からは見えません。
◎自転車の後側に反射装置(反射器、反射テープ)がついているか、あっても役に立たない場合

は、自転車の姿を早く見つけることができません。見つけた時は近づきすぎずに避けられないから事故に巻き込まれかけます。このように自転車に乗った人が交通事故にあわないためには、夜は必ずライトをつけて通行すること、自転車の後側によく反射するところから十分見える反射装置を付けるなど、定められたルールを守ることが大切です。
警察では自転車に乗った人を事故から守る週間を定め、六月十三日からきびく指導取締などを行うことになっておりますので、ルールを守って事故のないように心がけてください。

五城目警察署

農家のみなさん

技能を身につけ豊かな生活を

県では、昨年引きつづき、本年も農業以外の他産業・就業を希望する方々に対して、技能を身につけて就職して頂くため、次のような職業訓練を実施します。

この訓練は、年齢、性別、世帯上の地位を問わずなでも受けられます。

- 一、訓練を行なう場所及び内容
 - 鹿角 建築科 一〇名
 - 鹿角 建設機械運転科 一〇名
 - 能代 溶接科 一五名
 - 秋田 溶接科 一五名
 - 本荘 塗装科 一〇名
 - 大曲 溶接科 一五名
 - 横手 板金科 一五名
 - 湯沢 建築科 一〇名

二、申込み期日
 鹿角専修職業訓練校(建設機械運転科)は、四月十五日(前期)六月十五日(後期)までになるべく早く。

三、訓練の期間
 建設機械運転科は、四月〜六月七月〜九月十月〜十二月、一月〜三月の年四回実施します。

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月

その他の訓練校は、
 前期 六月〜八月
 後期 十一月〜一月



これだけは知っておこう

選挙のちしき

○候補者の選考会、推せん会等について
 これは政党その他の政治団体、組合等の団体あるいは単なる有権者の集りて推せんすべき候補者を決定することです。これらの団体または集会が各人全く白紙の状態から相談の上推せんすべき候補者を決めることはさしつかえありません。

○選挙運動について
 選挙運動とは、ある選挙において特定の候補者を当選させるために、選挙人に働きかける事であり

○選挙運動について
 選挙運動とは、ある選挙において特定の候補者を当選させるために、選挙人に働きかける事であり

○選挙運動について
 選挙運動とは、ある選挙において特定の候補者を当選させるために、選挙人に働きかける事であり

の年二回実施し、訓練は、実技を中心に行ない、各科とも三カ月で一応の技能が習得できるよう指導します。(訓練開始の時期は、建設機械運転科を除いて、その地域の農作業の都合により若干早くしたり、遅くしたりする場合があります。)

時間は大体午前九時から午後三時半頃までです。

四、受講者の特典
 ①訓練受講者には月額三〇、〇〇円程度の訓練手当が支給されます。(手当の額は家族の状況などにより多少の違いがあります)

②失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

③失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

④失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑤失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑥失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑦失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑧失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑨失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑩失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑪失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑫失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑬失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑭失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑮失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑯失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑰失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑱失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑲失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

⑳失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

㉑失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

㉒失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

㉓失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

㉔失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

㉕失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

㉖失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

㉗失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

㉘失業保険の受給資格のある人は公共職業安定所の指示によって受講する場合は、訓練終了時までに給付期間が延長されます。

国民年金

国民年金

○一問一答でお知らせします。
 問：私には、毎年農閑期を利用して東京の某会社へ出張に行きますが、会社からうける賃金の中から厚生年金の保険料が差し引かれており、家に帰ると失業保険をうけていますので、国民年金に加入しなくともよいと思ひますが、

答：あなたの場合、家に帰って来たときに、国民年金へ加入しなければなりません。したがって毎年、国民年金と厚生年金に加入することになります。この両方の年金に加入した期間は、将来、通算されて「通算老令年金」をうけることができます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は、毎年農閑期を利用して東京の某会社へ出張に行きますが、会社からうける賃金の中から厚生年金の保険料が差し引かれており、家に帰ると失業保険をうけていますので、国民年金に加入しなくともよいと思ひますが、

答：あなたの場合、家に帰って来たときに、国民年金へ加入しなければなりません。したがって毎年、国民年金と厚生年金に加入することになります。この両方の年金に加入した期間は、将来、通算されて「通算老令年金」をうけることができます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

問：私は七、八年前から生活扶助をうけているため年金に加入しても保険料をかけることは不可能です。それでも加入しなければなりませんか。

答：そうです。あなたのように生活扶助をうけていますと、保険料の納付は免除になり、免除になった保険料の半額を国が積み立ててくれます。したがって加入しませんと将来老令年金がうけられません。免除申請は毎年行なわれます。毎年免除申請している方は五月末か六月は自動的に場所を指定した方がありますが、もしも受付方がありませんでしたら、直接役場へ来てくださいます。

マイホーム造りにお手伝い

住宅金融公庫融資による、昭和四十八年度個人住宅建設及び改良資金の融資要領が発表になったので概要をお知らせします。

▼融資を受けられる方の資格

- ①自分が居住する住宅で、敷地の準備ができていて、
- ②同居予定者がいること。
- ③収入月額が当初返済額の五倍以上あること。
- ④自分が居住する持家を改良する

▼融資を受けることができる住宅
住宅部分の床面積が三〇平方メートル以上二二〇平方メートルであること
ただし、併用住宅の場合は住宅

部分の床面積が建物全体の床面積の二分の一以上であること。
改良の場合は、増改築、修繕等の工事であること。

▼融資額

- ①木造建築の場合は七〇万より二〇〇万円まで。
- ②耐火、簡易耐火建築の場合は九〇万円より二八〇万円まで。
- ③改良の場合は一〇万円より八〇万円まで。

▼利率、償還期間、償還方法

- ①利率 年五・二パーセント
- ②償還期間 (改良)年六パーセント。木造建築 一八年以上以内

6月1日以降 土地売買する方は届出て下さい

土地の買い占め 乱開発等最近の土地問題に対処するため県は秋田県土地対策要綱を定め六月一日から施行されます。

この要綱の主な内容は

①土地を売買等をする場合

（土地）地権、地役権、賃借権及び採石権の移転及び設定は三週間の前までに当事者の氏名、土地の所在、地目、面積及び利用目的などについて町長を経由して知事に届出ること。

簡易耐火建築 二五年以内
耐火建築 三五年以内
改良 一〇年以上以内
③償還方法
元金均等割賦方式により毎月払い。

▼受付期間

昭和四十八年五月十四日より四十九年三月三十一日まで。

▼受付場所

羽後銀行八郎湯支店

本町社会福祉協議会 新役員のお知らせ

本町の社会福祉協議会では過日役員会が役員改選の結果次の方々が選任されました。
会長 加賀谷力司(再) 昭辰町副会長 伊藤 卓治(再) 石崎理事 菊地 耕二(再) 紀久栄町

②届出の対象面積は

- (イ)都市計画法に規定する市街化区域内の土地は二、〇〇〇㎡(六〇〇坪)以上
- (ロ)都市計画区域は五、〇〇〇㎡(一、五〇〇坪)以上
- (ハ)その他の区域は一〇、〇〇〇㎡(三、〇〇〇坪)以上

となつております。知事は土地の売買等の届出があつた場合に地域の次の事項に該当し、周辺地域の適正な土地利用を図るため著しい支障があると認めるときは、土地の売買契約の締結を中止又は必要な措置を勧告することになります。届出しない場合であっても勧告されます。

④勧告される事項は次のとおりです。
・届先 五城目町役場企画管理室

(イ)土地売買予定価額が近傍類地の取引価額等に照して著しく適正を欠くこと。

(ロ)利用目的が道路、水道等公共施設を整備の予定からみて又周辺の自然環境の保全若しくは文化財の保護上不適当であること。

(ハ)公共団体の行う事業の遂行に著しく支障があること。

勧告を受けても従わないときは勧告内容(取引価格等契約の内容も含みます。)を公表されます。六月一日以降に土地売買等の契約を締結しようとする人当事者双方は所定の様式(役場にある)で役場へ届出て下さい。

安東 誠(再)	川原町	阿部 金一(再)	富田
北嶋石太郎(再)	大川	伊藤 勇(再)	山下内
北沢 実(再)	今町	山田フクエ(再)	落合
田中寿四郎(再)	湯地	工藤 兼光(再)	浅見内
小玉久治郎(再)	恋地	石井 良司(再)	黒土
今村 方介(再)	米沢町	千葉 栄子(再)	小倉
佐藤 貞(再)	古川町	伊藤六之助(再)	大川
加藤 正松(新)	石崎	千田 雄一(再)	西野
小野 一郎(新)	浦横町	伊藤三太郎(新)	落合
畑沢多郎(再)	八郎湯又	金田喜三郎(再)	今町
若松 正(再)	川原町	各町内、部落会長さんについて	
遊佐 武(再)	中川原	は福祉委員として委嘱し福祉活動	
一関 立見(再)	久保	動についていろいろご協力をお願い	
藤原 利(再)	町	願っておりますので町民の方々	
藤原 ハルエ(再)	上樋口	々にも何かの時よろしくご協	
石川 吉雄(再)	杉沢	をお願い申し上げます。	
金野 房治(再)	蓬内台		
草皆 純光(再)	帝釈寺		

婦人部 胃腸部 検診のお知らせ

ひとりびとりの生活にとつて、健康がいかに大切であるかについて思いを新たにして、
「わたしたちの健康は家庭から」を合言葉に本年度は病気になるない運動を展開し、自らの健康は自らの手で守り、健康な自分をもう一度検診で確かめて見よう。
検診事業については、町内、部落あて希望申込みの通知をいたしますが、左記のようない日程等で行ないますが、心の準備がたがた受診希望を出されますよう、お知らせいたします。

三日	馬川 公民館	二十三日	野田 公民館
四日	大川出張所	二十四日	岡本 公民館
五日	大川四ツ屋	二十五日	浦横町 公民館
六日	伊藤キヨ宅	二十六日	湯の又 公民館
九日	馬場目児童館	二十七日	浅見内 公民館
十日	杉沢町児童館	三十日	富津内末広工場前
十一日	富津内落合公民館	三十一日	富津内小学校前
十二日	湯の又 公民館	一日	高田内 公民館
十三日	浅見内 公民館	二日	五城目町 役場
七月 十六日	大川出張所	三日・六日	五城目 消防署
十七日	大川四ツ屋	七日・八日	馬川 公民館
十八日	伊藤キヨ宅	十日	上樋口 下公民館
十九日	大川谷地 公民館前	十一日	町村 公民館前
二十日	大川西野 公民館	十三日	蓬内台 公民館前
		十六日	中村 公民館前
		十七日	杉沢町 児童館
		十八日	平ノ下 公民館前



・受付時間 五時半〜七時
・開始時間 六時〜八時
・受診料は一人いづれも二〇〇円です。
※婦人病検診料九〇〇円ですが町で七〇〇円補助いたします。
※胃腸部検診料は八〇〇円ですが町で六〇〇円補助いたします。
◎当日都合悪い方は他の場所へ行つて受診してもよいのです。
早期発見、早期治療のため誘い合つて多数受診されますようおすすめします。

暮しの案内

三才児検診 六月二十日から

三才児検診を次の日程で実施します。対象者は必ず受診するようして下さい。

記

一、日程及び対象者

六月二十日
昭和四十四年十一月、十二月生
七月二十日
昭和四十五年一月、二月生
九月十一日
昭和四十五年三月、四月生
十一月九日
昭和四十五年五月、六月生
十二月四日
昭和四十五年七月、八月生

●お通知もれの方がございましたら当日受付に申し出て下さい。

「大麻、けし」の不正栽培は違法 観費用も注意

大麻、けしの不正栽培は法律によつて禁じられております。このたび左記によつて不正栽培の撲滅

歯の衛生週間

六月四日から実施される

人間の健康維持増進の基本として「食生活」の関係があるが、その食生活を一層充実させるために「歯」の果たす役割の大きいことは改めて申すまでもありません。「歯の衛生週間」は六月四日から十日まで左記によつて行なわれますので、この週間に歯の衛生管理のためよろしく意を用いて実行されますよう広く住民におすめいたします。

一、趣旨

歯科疾患に対する関心は保健衛生

運動を展開しておりますので、広く住民のご理解とご協力を願っています。

一、目的

大麻及びけしに係る事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず依然として跡を絶たない現状にあるので、この運動を通じ不正栽培及び自生大麻、けしを全面的に撲滅するため、これを行なうものである。

二、名称

大麻、けし不正栽培撲滅運動

三、実施期間

五月十五日より六月十四日まで。

四、内容

不正又は自生大麻、けしの発見に付ためていただき、その除去を行なうこと。

五、けしは観費用であつても「ソム

のうろちを中心とした歯科疾患に深い関心をもつていただき、自らの健康は自らの手で守るという意識と処置の実践を期待するものであります。

二、本年の重点目標

「食後の歯口清潔の徹底」
歯口清潔については古くから市民の間に普及してきたが、その成果は必ずしも十分とはいえないので、とくに食後の歯口清潔を理解したくは幼児期から習慣づけて日常生活の中で実践させていたいただきたい。

三、標語

「よい歯で よくかみ よいか
家庭内でいろいろ話しよく実践されるようアイデアを考えてみて下さい。」

ニフェルム種」セテイルム種」は栽培出来ないの、疑問な点については保健所等の指導を受けてください。

身体障害者巡回相談をいたします

一、とき 六月十四日(木)
午前十時午後三時
五城目町公民館

二、ところ

三、対象者

四、相談事項

①新たな手帳交付の必要とする者の診断

②手帳交付後の等級変更

③補装具交付の診断、再交付の相談

※印鑑と身障者手帳を持参して下さい。

胃部・婦人病検診

受診希望者受付

今年度の胃部及び婦人病検診実施に伴つて受診希望者を取りまとめます。

本町部は町政協力員より申込み用紙を配付願つて、申込みは本人から直接保健衛生課へ、本町部以外の地区は申込み用紙の配付と希望者の取りまとめを各部落の農協婦人役員が当たることになっておりますので、多数の方が受診されますようおすめいたします。

なお検診案内書に日程をつけておりました。受診希望者の多少によつて変更することもありますが最寄りの場所で検診が出来なかつた場合他の何れの場所にて検診してよいのです。

「火葬に関する注意」

一部訂正します

五月十五日付町広報の「火葬に関する注意」の中で火葬場から「遺体」を運んだり火葬場からの「遺骨」を運送云々とありましたが、これは遺体を運ぶときだけのことで遺骨の輸送は差支えないのでその一部を訂正いたします。

ヤング登場

「せまい日本 そんなに急いでどこへ行く」



上 樋口 鳥井 千秋

これは、毎日新聞にのつた当選の交通安全の標語です。

そんなに急いでどこへ行く……
妥協と情性は、大勢を占めている今の社会には、なんとビッタリする標語でしょう。公害問題は、毎日の新聞を賑わし、経済成長政策が押しすすめられるこのような社会が、はたしてしあわせなものでしょうか。

五月の初め、私は父と鳥獣の森に行つてみました。なんと緑が美しいのでしょか。小鳥の歌も聞こえ、水のせせらぎが心よく立ちどまつては周囲を見まわし、オンと氣持がいい吸つて……。なん

山々が公園と化した今、人々はあのやすらぎを求めている傾向にあるようです。このような現象はある意味で私を悲しくさせました。何度とも言いますように、日本全土があまりにもスピード化し、や

れ生産性の向上上といつては、公害問題が騒がれ、高速道路や新幹線の発達による自然破壊も今日では当たり前です。

小学生的頃、弟と私は、岩野山に竹の子取りに行つた事があります。畑の上にとすわりおかしをほおばり、周りを見るだけで楽しかつ

たことが今でも心に残っています。また近所の友達と堤へ行ってどろんどろんと遊んで来たことなど本心に懐かし思い出されました。あの頃は冒険心強く、自然のまま探し楽しんだもので、遊び日本を押し固定化することが少なくなくなつたように思われます。

ところで自然を破壊し、物質の大量生産、またスピード時代に応えて交通の発達など、今日の社会はどめぐるしい時代はないように思われます。まもなく成人になろうとする私ですらそう思つてますから、戦前の大人たちは、どのように感じていたのでしょか。

五城目町のように緑の美しい町はそれでも良いが、貴重な田畑をつぶして、自然は段々破壊されそれに比例して人間疎外という傾向であります。

このように人間の幸福も考えず、国民総生産世界第二位と大手を振つていく社会です。木を見れば森を見ないというたとえがあるだけに、生産性や未開地の開発だけに一生懸命だと、そうなる事に対してすべらないと思ひ込み、はたして人間は「社会」か？と見まわすと公害やで悩まされる現状です。このように社会に生きる私

たちは、常に真実に生きる方向を見定めそれを見失わないようにしていかなければならないと思ひます。